

2022 年 4 月 27 日

＜石川＞中能登町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との 包括的地域連携に関する協定の締結について

中 能 登 町
北 陸 電 力 株 式 会 社
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

中能登町（町長 宮下為幸）と北陸電力株式会社（理事 七尾支店長 中村節夫）および北陸電力送配電株式会社（執行役員 石川支社長 木村博喜）は、本日、「包括的地域連携に関する協定」を締結いたしました。

本協定は、三者が相互に連携しながら、地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な発展に寄与することを目的に締結するものです。

【連携事項】

1. 「あたたかいまち」づくりに関すること
2. 地域の安全・安心、災害対策に関すること
3. 環境・エネルギーに関すること

＜別紙 1＞ 中能登町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定の締結内容（概要）

＜別紙 2＞ 中能登町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定書

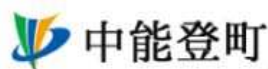
【お問い合わせ】

中能登町：総務課

電話 0767-74-1234 FAX 0767-74-1300

北陸電力：七尾支店総務担当

電話 0767-53-0203 FAX 0767-53-0541



こたえていく。かなえていく。



北陸電力



未来へ、めぐらせる。

北陸電力送配電

2022年4月27日

中能登町
北陸電力株式会社
北陸電力送配電株式会社

中能登町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との 包括的地域連携に関する協定の締結内容（概要）

中能登町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社は「包括的地域連携に関する協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域の発展に寄与することを目的として、以下の3つの連携事項について検討・推進して参ります。

1. 「あたたかいまち」づくりに関すること

- 教育・子育てに関する協力
- 定住人口促進・にぎわい創出への協力
- 環境美化・環境保全活動への協力
- 地元特産品の斡旋



小中学校での出前授業



地域イベントへの協力



地元特産品の斡旋



こども110番の車（見守り活動）

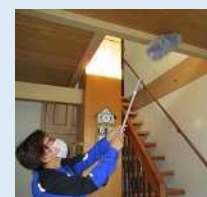


2. 地域の安全・安心，災害対策に関すること

- 安全，安心して生活できるまちづくりへの相互協力
- 災害時における情報連絡や相互連携
- 災害発生時の電源確保に関する協力



災害復旧および災害時の連携



空き家あんしんサポート



防犯カメラ設置

3. 環境・エネルギーに関すること

- 脱炭素に向けた取り組みへの支援
- 省エネルギー推進への協力
- エネルギーに関する教育・啓発活動の実施



E V 車



省エネコンサル

地域ゼロエミッションに向けた取り組みの支援
(バイオマス発電)

中能登町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との
包括的地域連携に関する協定書

別紙 2

中能登町（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）（甲・乙・丙をあわせて以下「3 者」という。）は、次のとおり包括的地域連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、3 者それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 4 月 2 7 日

（目的）

第 1 条 本協定は、3 者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 3 者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 「あたたかいまち」づくりに関すること。
- (2) 地域の安全・安心、災害対策に関すること。
- (3) 環境・エネルギーに関すること。

2 3 者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行う。

（有効期間）

第 3 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとし、有効期間が満了する日の 1 か月前までに、3 者いずれからも申し出がない限り、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して 1 年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第 4 条 3 者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の了承なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 3 者は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第 5 条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3 者協議の上、決定する。

甲 石川県鹿島郡中能登町末坂 9 部 4 6 番地
中能登町長

宮 下 為 幸 （自署）

乙 石川県七尾市三島町 6 1 － 7
北陸電力株式会社
理事 七尾支店長

中 村 節 夫 （自署）

丙 石川県金沢市下本多町六番丁 1 1 番地
北陸電力送配電株式会社
執行役員 石川支社長

木 村 博 喜 （自署）